

誓約書

私は、今回傷病手当金を請求するに当たり、障害年金等との併給調整（健康保険第108条）について、説明を受け了承しました。

将来、今回請求した傷病手当金と同一の傷病により障害年金等を支給されることとなり、すでに受給済みの障害年金等との調整が発生し、過払いが生じた場合には、
ず返納に応じ支払うことを誓約します。

令和 年 月 日

万代健康保険組合理事長 様

住所

氏名

印

電話番号

《傷病手当金を受給される皆様へ》

障害厚生年金等との調整について

傷病手当金を受給している方が、同一の傷病により、障害厚生年金または障害手当金を受けるようになったときは、傷病手当金の支給額が調整されます。

1. 障害厚生年金との調整

同一の傷病により、障害厚生年金を受給されるときは、傷病手当金の日額と障害厚生年金の額（障害厚生年金と同一の傷病により、障害基礎年金を受給することができるときは、その障害厚生年金の額とその障害基礎年金の額との合算額）を360で除して得た額（1円未満の端数は切り捨て）とを比較して、傷病手当金の日額の方が多い場合は、傷病手当金としてその差額が支給されます。

（例）傷病手当金日額 6,000円、障害厚生年金額 180万円

1年6カ月		
傷病手当金 日額 6,000円	差額の支給	1,000円
	障害厚生年金の日額	5,000円 (180万円÷360)

▲傷病手当金支給開始 ▲障害厚生年金支給開始

2. 障害手当金との調整

同一の傷病により、障害手当金が支給されるときは、障害手当金の受給権発生日以後に傷病手当金を受給する場合の傷病手当金の額の合計額が、障害手当金の額に達する日までの間、傷病手当金が支給停止され、その達する日以後は傷病手当金が支給されることとなります。

（例）傷病手当金日額 6,000円、障害手当金額 120万円

1年6カ月		
傷病手当金 日額 6,000円	支給停止 200日間 (120万円÷6,000)	傷病手当金 日額 6,000円

▲傷病手当金支給開始 ▲障害手当金受給権発生 ▲傷病手当金支給再開

- 調整されずに支給された傷病手当金がある場合は、調整のうえ、返還していただくことになります。
- 障害厚生年金または障害手当金を受けられるようになったときは、速やかにその旨を健康保険組合に届け出てください。